令和8年度

品川区からのお知らせ

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請について

感震ブレーカーの設置費用を一部補助します！

感震ブレーカーとは？

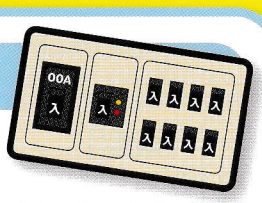

規定値以上の揺れを感知したときに、**ブレーカーを自動的に止める装置**だよ。不在時やブレーカーを落とさずに避難すると、**電気が復旧した時に壊れた電気製品から火災が発生する可能性**があるよ。

電気製品が転倒していないか等を確認してからブレーカーを戻すことができるから、**破損や転倒した電気製品に通電することによる火災（通電火災）を防ぐ**ことができるよ！



申し込み方法

希望される方は、品川区電子申請サービス、または裏面の「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助受付書」に記載の上、お申し込みください。

なお、予算上限に達した場合や機器の調達が難しい場合などは、先着順をもって受付を終了するため、お早めに申し込みください。

手続きの流れ

分電盤タイプ

設置は組合が実施します

<木造住宅>

申請者 ❶受付書を提出（添付書類もあわせて提出）
↓
区 ❷受領後、電気工事工業組合（指定業者）へ共有
↓
組合 ❸申請者へ連絡し、訪問日程調整、見積書提示（原則訪問は１回限りです）
↓
申請者 ❹申請書等提出（組合より区へ渡す場合があります）
↓
区 ❺交付決定（申請者へ決定通知を送付）
↓
組合 ❻工事実施（本人都合のキャンセルは認められません）
↓
申請者 ❼代金支払い **（自己負担額を現金で組合へお支払いください）**

設置の依頼等はご自身で行っていただきます

<非木造住宅>

申請者 ❶受付書を提出（添付書類もあわせて提出）
↓
区 ❷受領後、申請書類の案内を送付
↓
申請者 ❸申請書等提出
↓
区 ❹交付決定（申請者へ決定通知を送付）
↓
申請者 ❺ご自身でお近くの電気工事店に設置を依頼
設置後、実績報告書および補助金請求書提出
↓
区 ❻補助金支払い
↓
申請者 ❼補助金受領

アース付コンセント型タイプ

取り付けをご希望の場合はご相談ください

申請者 ❶受付書を提出
↓
区 ❷受領後、申請書類の案内を送付
↓
申請者 ❸申請書等提出
↓
区 ❹交付決定（申請者へ決定通知を送付）
↓
指定業者 ❺感震ブレーカー配送（返品は受け付けられません）
↓
申請者 ❻実績報告書を提出
↓
区 ❼提出が確認できない場合は、個別に確認いたします

回覧													

本パンフレットを個別に必要な方は、しながわ防災体験館（TEL:5742-9098）へお問い合わせください。

区内の既設住宅に、**設置費用の一部補助**を行っています。

※補助対象は「分電盤（内蔵型・接続型）」と「アース付コンセント型」です。

感震（かんしん）ブレーカーの種類と主な特徴

タイプ	一括遮断 分電盤（内蔵型・接続型）			
概要	分電盤に内蔵または接続されたセンサーが揺れを感知し、			
遮断範囲	住宅内**すべて**の電気供給 家全体			
費用（工事費含む）	【内蔵型】10万円前後 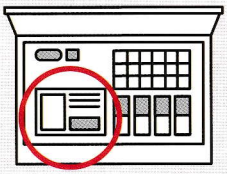 ※分電盤の種類によっては、取付できない場合があります。		【接続型】3～4万円程度 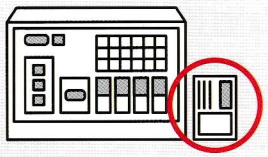 ※壁に穴を開けて取り付けを行う場合があります。	※
地区区分	重点地区外		重点地区内（大井7丁目・西大井3丁目に	
住宅構造	木造			
世帯区分	一般世帯	特例世帯	一般世帯	特例世帯
区補助金（工事費含む）	機器費用および設置費用の5/6（上限8万円）	機器費用および設置費用の7/8（上限10万円）	機器費用および設置費用の5/6（上限8万円）	機器費用および設置費用の7/8（上限10万円）
都補助金	区補助金に上乗せ（上限4万円）			
国補助金			区補助金に上乗（上限3万円）	
予定件数※	200件			

※件数については、実施状況により、前後する可能性があります。

※一般世帯、特例世帯について

一般世帯	品川区に居住している世帯	特例世帯	品川区に居住している世帯のうち (1)65歳以上の者が属する世帯 (2)1～2級(度)に該当する障害者が属する世帯 (3)要介護3～5の者が属する世帯

こちらに記載のない簡易タイプ（おもり玉、バネ式）や接続したコンセントの電力供給のみを遮断するコンセントタイプは、補助対象外です。

		一括遮断 アース付きコンセント型
ーカーを落とす。		アース付コンセントに差し込むだけで、震度５強相当の地震波を感知するとブレーカーを落とす。
		住宅内**すべて**の電気供給 
陽光パネル、オール電化等を設置されて る方は、分電盤の交換はできません。 ース付きコンセント型をご検討ください。		１万５千円程度※ ※アース配線がない場合は、別途工事が必要となります。 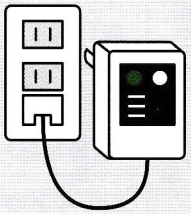
お住まいの方）	重点地区外	区内全域
非木造		木造・非木造問わない
一般世帯／特例世帯		一般・特例世帯問わない
●一般世帯 機器費用および設置費用の 5/6 （上限８万円） ●特例世帯 機器費用および設置費用の 7/8 （上限 10 万円）		機器費用（取付費用含む）の**全額** （上限３万円）
若干数		120 件

〈事業受付終了日〉
令和9年1月29日(金)



FAX送信方向

しながわ防災体験館 行

お申し込みFAX 5742-9098

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助 受付書

●品川区電子申請サービス、または本受付書を郵送またはFAXにて送付ください。
●以下の項目を確認いただき、必ず申請者（もしくは申請者の同意を得ている者[親族等]）が記載のうえ、お申込みください。

電子申請はコチラ

申請区分	□ 分電盤タイプ　□ アース付きコンセント型
住宅区分	□ 木造住宅　□ 非木造住宅
世帯	□ 一般世帯　□ 特例世帯　※世帯の詳細は、裏面の下部をご参照ください。
フリガナ	
氏名	
住所	〒　－ 品川区
電話番号等	《自　宅》 《携帯電話》 《ＦＡＸ》

※その他　申請者の同意を得ている親族等が申請する場合は、その氏名・電話番号等を記入欄の余白に記載ください。

チェック項目（下記項目に当てはまるかご確認のうえ、チェックを入れてください）	
共通	□ 今お住まいの家に取り付ける。
	□ 下記に記載の注意事項を読み、内容について同意する。
	□ 本記載の内容について、指定業者に情報提供することに同意する。 ※記載内容については、本事業運営についてのみ利用し、当該実施機関以外の者への提供は一切いたしません。
分電盤タイプのみ	□ （木造住宅に居住している場合）下記❶に記載の書類の写しを添付している。
	□ （賃借人の場合）申請するにあたって所有者および管理者の承諾を得ていること。
	□ （特例世帯の場合）下記❷に記載の証明書類の写しを添付している。

注意事項

❶ 分電盤タイプを「木造住宅」の区分で補助を受けるには、木造住宅であることを確認できる**公的書類の写し**が必要となります。確認できない場合は「非木造住宅」の区分となり、**自己負担が発生する場合があります**のでご注意ください。
※以下の書類のいずれか一つをご用意ください。（一部有料）

書類名	窓口
固定資産税・都市計画税納税通知書（名寄帳も可）	品川区都税事務所（本庁舎２階）
建築計画概要書　または　台帳記載事項証明書	品川区都市環境部建築課（本庁舎６階）
建物の登記事項証明書	東京法務局品川出張所（本庁舎１階）

❷「特例世帯」に該当する場合は、証明書類（障害者手帳・介護保険証の写し等）の提出が必要です（65歳以上の方がいる世帯を除く）。
❸ 賃借人は、**必ず所有者および管理者の承諾を得たうえでお申し込みください。取り付けたことによる責任等（現状復帰等）は申請者に帰属します。**
❹ 区にて本受付書受領後、**7日以内にご連絡が取れない場合はキャンセル扱い**となります。
❺ 感震ブレーカーを取り付け、災害時住宅に被害が発生しても区はその責任を負いません。
❻ 感震ブレーカー設置工事時には、数時間程度、住宅内すべての電気が利用できなくなります。
❼ 感震ブレーカーの設置に伴い家電製品等が故障した場合でも、区および設置事業者はその責任を負いません。

申込先・お問い合わせについて

しながわ防災体験館（品川区役所第二庁舎２階）
〒140-8715 品川区広町二丁目１番36号
TEL／FAX：5742-9098

品川区 防災まちづくり部 防災課
TEL：5742-7134 ／ FAX：3777-1181

感震ブレーカーの設置について

東京都電気工事工業組合 品川・目黒地区本部
〒142-0054 品川区西中延一丁目7番23号
TEL：3785-0151 ／ FAX：3785-0152